## 東京都

新

辞職　（副知事）　秋山　俊行
同　（同）　前田　信弘
（以上六月二十日）
副知事　（副知事）　安藤　立美
同　（政策企画局長）　川澄　俊文
同　（総務局長）　中西　充
同　（産業労働局長）　山本　隆
（以上六月二十一日）
辞職　（主税局長）　小林　清
同　（建設局長）　佐野　克彦
同　（会計管理局長）　塚本　直之
同　（病院経営本部長）　真田　正義
同　（労働委員会事務局長）　櫻井　務
同　（議会局長）　影山　竹夫
（以上六月三十日）
政策企画局長　（財務局長）　長谷川　明
総務局長　（生活文化局長）　多羅尾光睦
職員共済組合事務局長　職員　黒田　祥之
財務局長　（港湾局長）　武市　敬
主税局長　（収用委員会事務局長）　目黒　克昭
生活文化局長　職員　中嶋　正宏
産業労働局長　（人事委員会事務局長）　藤田　裕司
建設局長　職員　西倉　鉄也
港湾局長　同　斎藤　真人
会計管理局長　同　浅川　英夫
病院経営本部長　同　内藤　淳
労働委員会事務局長　同　土渕　裕
収用委員会事務局長　同　砥出　欣典
人事委員会事務局長　同　松山　英幸
議会局長　同　和賀井克夫
（以上七月一日）

○監査委員選任
筆谷勇委員は、七月六日任期満了し、同月七日次の者が選任された。
監査委員　松本正一郎

○収用委員会委員任命
西道隆委員は、七月十二日任期満了し、同月十三日次の者が任命された。
収用委員会委員　野口　孝

○収用委員会予備委員任命
野口孝委員は、七月十二日に辞職し、同月十三日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　藤井　芳弘

○収用委員会委員再任
相澤俊行委員は、七月十三日再任された。

○収用委員会予備委員再任
関葉子委員及び前川修満委員は、七月十三日再任された。

## 長野県

○公安委員会委員再任
大澤一郎委員は、七月十九日再任された。

## 愛知県

○公安委員会委員任命
小澤正俊委員は、七月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
公安委員会委員　佐伯　卓

## 三重県

○監査委員選任
田中正孝委員は、七月十八日任期満了し、同月十九日次の者が選任された。
監査委員　上島　憲

○収用委員会委員任命
室木徹亮委員は、八月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
収用委員会委員　村瀬　勝彦

○収用委員会委員再任
西川源誌委員及び森智委員は、八月四日再任された。

○収用委員会予備委員任命
村瀬勝彦予備委員は、八月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　森田　明美

○収用委員会予備委員再任
岩田広子予備委員は、八月四日再任された。

## 愛媛県

新

辞職　（副知事）　仙波　隆三
同　（総務部長）　原　昌史
（以上七月三十一日）
副知事　（総務部長）　原　昌史
（八月一日）

○収用委員会委員再任
阿部弘治委員及び長井明美委員は、八月十日再任された。

○収用委員会予備委員任命
岩佐弓枝委員は、八月九日任期満了し、同月十日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　丹下真由美

## 福岡県

○教育委員会委員再任
久保田誠二委員は、七月十六日再任された。

## 横浜市

○選挙管理委員会委員選挙
大久保純男委員、安藤和男委員、木村久義委員及び藤代耕一委員は、七月三十日任期満了し、六月三日次の者が選挙された。
選挙管理委員会委員　松本　敏
同　大久保純男　同　大瀧　正雄
同　吉原　訓

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、八月二十五日ウルグアイ国の独立記念日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 国家試験

**第102回薬剤師国家試験の施行**

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第102回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

平成28年8月26日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

1　試験期日　平成29年2月25日（土曜日）及び同月26日（日曜日）
2　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県
3　試験科目
必須問題試験
物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務
一般問題試験
薬学理論問題試験
物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
薬学実践問題試験
物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務
4　受験資格　次のいずれかに該当する者
(1)　薬剤師法第15条第1号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）（以下「6年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（平成29年3月23日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
(2)　薬剤師法第15条第2号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年4月1日以降に、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
(3)　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第2条及び第3条の規定に基づく受験資格
ア　改正法の施行日（平成18年4月1日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第1号に該当する者